まちづくり委員会資料

平成30年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第163号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の 制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例 改正概要

資料 2 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関 する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

議案第164号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 3 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 の一部を改正する条例 改正概要

資料 4 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 の一部を改正する条例 新旧対照表

参考資料 川崎市都市計画地区計画

参考資料 建築基準法及び建築基準法施行令 新旧対照表

まちづくり局

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の 一部を改正する条例 改正概要

1 条例の趣旨

地区計画の地区整備計画において定められる建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の形態意匠の制限を実効性のあるものとするため、景観法に基づき、当該建築物等の形態意匠の制限に建築物等の建築等又は建設等の計画が適合するものであることについて市長の認定を受けなければならないこと、当該建築物等の形態意匠の制限に違反する建築物等の建築等工事主等に対して市長が是正を命じることができること、これらに違反した者を処罰することができること等を内容とする条例

- ※ 平成21年に港町地区整備計画区域を適用区域としたのを皮切りにこれまで12区域で 適用
- ※ 形態意匠とは、形態又は色彩その他の意匠をいう。

2 改正概要

都市計画の決定に伴い、地区整備計画が定められた地区(登戸駅前地区C-1及び登戸駅前 地区C-2)の追加

土地区画整理事業の進捗を踏まえ、地域生活拠点及び多摩区の中心にふさわしい計画的な市街地形成と住民との協働による個性あるまちづくりを推進することを目的に、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区内の一部に具体的な建築の制限である地区整備計画を定める等の都市計画の変更を行った。これに伴い、建築物等の外観に使用する色彩の制限が定められた登戸駅前地区C-1及び登戸駅前地区C-2を新たに条例の適用区域として追加するもの。

| 区域の名称 | 地区の名称 | 内容 |
|-------------|-----------|------------|
| 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺 | 登戸駅前地区C-1 | 建築物等の外観に使用 |
| 地区整備計画区域 | 登戸駅前地区C-2 | する色彩の制限 |

3 施行期日

公布の日から施行する。



改正後

○川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する 条例

平成21年3月26日条例第12号

○川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する 条例

改正前

平成21年3月26日条例第12号

められている地区計画の区域で別表に掲げる区域(当該区域に係る地区整 備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあっては、 同表に掲げる地区。以下「適用区域」という。) に適用する。

別表 (第3条関係)

(適用区域)

| | 名称 | 区域 | 地区 |
|---|----------|----------------|---------|
| H | 各 | | |
| 5 | 登戸・向ヶ丘遊園 | 都市計画法第20条第1項の規 | 登戸駅前地区 |
| | 駅周辺地区整備 | 定により告示された登戸・向ヶ | C - 1 |
| | 計画区域 | 丘遊園駅周辺地区地区計画にお | 登戸駅前地区 |
| | | いて地区整備計画が定められた | C - 2 |
| | | 区域 | 向ヶ丘遊園駅 |
| | | | 前地区 |
| | | | 界隈(わい)商 |
| | | | 業地区 |
| | | | 界隈共存地区 |
| | | | 登戸駅・向ヶ |
| | | | 丘遊園駅連携 |
| | | | 地区 |
| 田 | <u></u> | | |

(適用区域)

第3条 この条例は、地区整備計画において建築物等の形態意匠の制限が定第3条 この条例は、地区整備計画において建築物等の形態意匠の制限が定 められている地区計画の区域で別表に掲げる区域(当該区域に係る地区整 備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあっては、 同表に掲げる地区。以下「適用区域」という。) に適用する。

別表(第3条関係)

| | 名称 | 区域 | 地区 |
|---|----------|----------------|---------|
| 晰 | 各 | | |
| 5 | 登戸・向ヶ丘遊園 | 都市計画法第20条第1項の規 | (新設) |
| | 駅周辺地区整備 | 定により告示された登戸・向ヶ | |
| | 計画区域 | 丘遊園駅周辺地区地区計画にお | (新設) |
| | | いて地区整備計画が定められた | |
| | | 区域 | 向ヶ丘遊園駅 |
| | | | 前地区 |
| | | | 界隈(わい)商 |
| | | | 業地区 |
| | | | 界隈共存地区 |
| | | | 登戸駅・向ヶ |
| | | | 丘遊園駅連携 |
| | | | 地区 |
| 脳 | 各 | | |

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の 一部を改正する条例 改正概要

1 条例の趣旨

通常の都市計画に基づく規制(用途、容積率、建蔽率等)に加えて、地区の実情に応じた良好な環境を整備し、及び保全するために、地区計画を必要に応じて定めている。そのうち地域の土地利用の状況等からみて、地区計画で定めた内容の実現を確実に担保させるため、建築基準法上の制限とするための条例

※ 昭和63年に新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域を適用区域としたのを皮切りにこれまで52区域で適用

2 改正概要

(1) 都市計画の決定に伴い、地区整備計画が定められた地区(登戸駅前地区C-1及び登戸駅前地区C-2)の追加

土地区画整理事業の進捗を踏まえ、地域生活拠点及び多摩区の中心にふさわしい計画的な市街地形成と住民との協働による個性あるまちづくりを推進することを目的に、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区内の一部に具体的な建築の制限である地区整備計画を定める等の都市計画の変更を行った。これに伴い、地区整備計画が定められた登戸駅前地区C-1、C-2を新たに条例の適用区域として追加するもの。

| 区域の名称 | 地区の名称 | 内容 |
|-------------------------|------------------------|-----------|
| 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺 地区整備計画区域 | 登戸駅前地区C-1 登戸駅前地区C-2 | 建築物の用途の制限 |

(2)建築基準法の一部を改正する法律等に伴う所要の整備

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年6月27日法律第67号、この条例の 関係部分は同年9月25日施行)により、老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供 する部分の床面積については、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しな いこととされたことに伴い、所要の整備を行う。

また、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による建築基準法施行令の一部改正(平成30年9月12日政令第255号、同月25日施行)により、宅配ボックスを設ける部分の床面積については、敷地内の建築物の各階床面積の合計に対して100分の1を限度として建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされたことに伴い、所要の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

改正後

○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 昭和62年12月22日条例第40号

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画において地区整備計画が定められている区域第3条 この条例は、地区計画において地区整備計画が定められている区域 で別表第1に掲げる区域に適用する。

(建築物の用涂の制限)

- 区域を2以上の地区に区分しているものにあっては、その区分されたそれ ぞれの地区の区域とする。以下「地区整備計画区域」という。)内におけ る建築物の用途の制限は、地区整備計画区域ごとの別表第2の建築物の用 途の制限の項に定めるとおりとする。ただし、市長が土地利用の状況等に 照らして、適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと認めて 許可した場合においては、この限りでない。
- 2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物につい2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物につい ては、次に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。
- (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により引き続き前項 の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。) の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。) における敷地内にお けるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積(同一敷地内 に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同 じ。) 及び建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合において は、その建築面積の合計。以下本則において同じ。) が基準時における 敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項、次条(第 5項を除く。)、法第53条並びに第7条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面 積の合計が、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えない こと。
- (3) 再開発等促進区(都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第 3項に規定する再開発等促進区をいう。以下同じ。) 内においては、増 築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えない こと。
- (4) 用途の変更(第13条各号に定める場合を除く。次項において同じ。) を伴わないこと。
- 3 法第3条第2項の規定により第1項の規定の適用を受けない建築物につる 法第3条第2項の規定により第1項の規定の適用を受けない建築物につ いては、当該建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模 様巷のすべてをすることができる。
- 4 地区整備計画区域内における建築物の用涂の制限の緩和は、地区整備計 4 地区整備計画区域内における建築物の用涂の制限の緩和は、地区整備計 画区域ごとの別表第2の建築物の用途の制限の緩和の項に定めるとおりと する。

(建築物の容積率の最高限度)

- 建築物の容積率の最高限度の項に定めるとおりとする。この場合において、 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部 分の床面積は、算入しない。
 - (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための 施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の 床面積(当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一 敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階 の床面積の合計の和。以下この項において同じ。)の5分の1を超える 場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1)
 - (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積(当 該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を超え る場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の
 - (3) 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分の床面積(当 該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を超え る場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の
 - (4) 自家発電設備を設ける部分の床面積(当該床面積が当該敷地内の建 築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷 地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1)
- (5) 貯水槽を設ける部分の床面積(当該床面積が当該敷地内の建築物の

改正前

○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 昭和62年12月22日条例第40号

(適用区域)

で別表第1に掲げる区域に適用する。

(建築物の用涂の制限)

- 第4条 前条に規定する区域(その区域に係る地区整備計画において、当該第4条 前条に規定する区域(その区域に係る地区整備計画において、当該 区域を2以上の地区に区分しているものにあっては、その区分されたそれ ぞれの地区の区域とする。以下「地区整備計画区域」という。)内におけ る建築物の用途の制限は、地区整備計画区域ごとの別表第2の建築物の用 途の制限の項に定めるとおりとする。ただし、市長が土地利用の状況等に 照らして、適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと認めて 許可した場合においては、この限りでない。
 - ては、次に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。
 - (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により引き続き前項 の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。) の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。) における敷地内にお けるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積(同一敷地内 に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同 じ。) 及び建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合において は、その建築面積の合計。以下本則において同じ。) が基準時における 敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項、次条(第 5項を除く。)、法第53条並びに第7条の規定に適合すること。
 - (2) 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面 積の合計が、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えない こと。
 - (3) 再開発等促進区(都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第 3項に規定する再開発等促進区をいう。以下同じ。) 内においては、増 築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えない
 - (4) 用途の変更(第13条各号に定める場合を除く。次項において同じ。) を伴わないこと。
 - いては、当該建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模 様替のすべてをすることができる。
 - 画区域ごとの別表第2の建築物の用途の制限の緩和の項に定めるとおりと する。

(建築物の容積率の最高限度)

- 第5条 建築物の容積率の最高限度は、地区整備計画区域ごとの別表第2の第5条 建築物の容積率の最高限度は、地区整備計画区域ごとの別表第2の 建築物の容積率の最高限度の項に定めるとおりとする。この場合において、 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部 分の床面積は、算入しない。
 - (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための 施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の 床面積(当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一 敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階 の床面積の合計の和。以下この項において同じ。)の5分の1を超える 場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1)
 - (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積(当 該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を超え る場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の
 - (3) 蓄電池 (床に据え付けるものに限る。) を設ける部分の床面積(当 該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を超え る場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の
 - (4) 自家発電設備を設ける部分の床面積(当該床面積が当該敷地内の建 築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷 地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1)
 - (5) 貯水槽を設ける部分の床面積(当該床面積が当該敷地内の建築物の

改正後

各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷地内の 建築物の各階の床面積の合計の100分の1)

- (6) 宅配ボックスを設ける部分の床面積(当該床面積が当該敷地内の建 築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷 地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1)
- (7) 令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅<u>若しく</u> は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若し くは階段の用に供する部分の床面積
- 2 前項後段及び地区整備計画区域ごとの別表第2の建築物の容積率の最高2 限度の項において算入しないこととされる床面積のほか、前項に規定する 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、 算入しない。
 - (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第2条 第3項に規定する低炭素建築物の床面積のうち、同法第54条第1項第1 号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物 の床面積を超えることとなる場合における都市の低炭素化の促進に関す る法律施行令(平成24年政令第286号)第13条に定める床面積
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第 53号) 第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る 建築物の床面積のうち、同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合さ せるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることと なる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行 令 (平成28年政令第8号) 第13条に定める床面積
- 3 次項及び第5項並びに第14条に規定する建築物の容積率の算定の基礎と3 なる延べ面積には、第1項後段及び前項並びに地区整備計画区域ごとの別 表第2の建築物の容積率の最高限度の項において算入しないこととされる 床面積は、算入しない。
- 4 建築物の敷地が第1項の規定による建築物の容積率に関する制限を受け4 建築物の敷地が第1項の規定による建築物の容積率に関する制限を受け る地区整備計画区域の2以上にわたる場合においては、当該建築物の容積 率は、同項の規定による当該地区整備計画区域内の建築物の容積率の限度 にその敷地の当該地区整備計画区域内にある各部分の面積の敷地面積に対 する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
- 建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の 建築物で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて 許可したものの容積率は、前各項の規定にかかわらず、その許可の範囲内 において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

別表第2 (第4条~第11条、第13条関係)

新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域

中心 建築物の 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 商業 用途の制 (1) 住宅 業務 限 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用 地区 涂を兼ねるもの の区 (3) 共同住宅又は寄宿舎 域 (4) ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するも (5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの (6) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類 するもの 建築物の 建築物の容積率は、敷地面積が500平方メートル以 容積率の 上で、かつ、建蔽率が10分の7以下の建築物にあっ 最高限度 ては10分の60以下、敷地面積が500平方メートル以上 で、かつ、建蔽率が10分の7を超える建築物にあっ ては10分の50以下、敷地面積が500平方メートル未満 の建築物にあっては10分の40以下でなければならな い。この場合において、建築物の容積率の算定の基 礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入 しない。 (1) 建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条 第4項に規定する地盤面をいう。) からの高さ1 メートル以下にあるものの老人ホーム、福祉ホー ムその他これらに類するもの(以下この号におい て「老人ホーム等」という。) の用途に供する部

各階の床面積の合計の100分の 1 を超える場合においては、当該敷地内の 建築物の各階の床面積の合計の100分の1)

(新設)

- (6) 令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用 の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積
- 前項後段及び地区整備計画区域ごとの別表第2の建築物の容積率の最高 限度の項において算入しないこととされる床面積のほか、前項に規定する 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、 算入しない。
- (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第2条 第3項に規定する低炭素建築物の床面積のうち、同法第54条第1項第1 号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物 の床面積を超えることとなる場合における都市の低炭素化の促進に関す る法律施行令(平成24年政令第286号)第13条に定める床面積
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第 53号) 第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る 建築物の床面積のうち、同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合さ せるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることと なる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行 令 (平成28年政令第8号) 第13条に定める床面積
- 次項及び第5項並びに第14条に規定する建築物の容積率の算定の基礎と なる延べ面積には、第1項後段及び前項並びに地区整備計画区域ごとの別 表第2の建築物の容積率の最高限度の項において算入しないこととされる 床面積は、算入しない。
- る地区整備計画区域の2以上にわたる場合においては、当該建築物の容積 率は、同項の規定による当該地区整備計画区域内の建築物の容積率の限度 にその敷地の当該地区整備計画区域内にある各部分の面積の敷地面積に対 する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
- 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の5 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の 建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の 建築物で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて 許可したものの容積率は、前各項の規定にかかわらず、その許可の範囲内 において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

別表第2(第4条~第11条、第13条関係)

| 1_新 | 百合ヶ丘駅 | 周辺地区整備計画区域 |
|-----|-------|-----------------------------|
| 中心 | 建築物の | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
| 商業 | 用途の制 | (1) 住宅 |
| 業務 | 限 | (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用 |
| 地区 | | 途を兼ねるもの |
| の区 | | (3) 共同住宅又は寄宿舎 |
| 域 | | (4) ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するも |
| | | <i>σ</i> |
| | | (5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス |
| | | ホールその他これらに類するもの |
| | | (6) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類 |
| | | するもの |
| | 建築物の | 建築物の容積率は、敷地面積が500平方メートル以 |
| | 容積率の | 上で、かつ、建蔽率が10分の7以下の建築物にあっ |
| | 最高限度 | ては10分の60以下、敷地面積が500平方メートル以上 |
| | | で、かつ、建蔽率が10分の7を超える建築物にあっ |
| | | ては10分の50以下、敷地面積が500平方メートル未満 |
| | | の建築物にあっては10分の40以下でなければならな |
| | | い。この場合において、建築物の容積率の算定の基 |
| | | 礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入 |
| | | しない。 |
| | | (1) 建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条 |
| | | 第4項に規定する地盤面をいう。)からの高さ1 |
| | | メートル以下にあるものの老人ホーム、福祉ホー |
| | | ムその他これらに類するもの(以下この号におい |
| | | て「老人ホーム等」という。)の用途に供する部 |

分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分 又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用 に供する部分を除く。以下この号において同じ。) の床面積(当該床面積が当該建築物の老人ホーム 等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1 を超える場合においては、当該建築物の老人ホー ム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の

改正後

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項 の規定により認定を受けた計画(同法第18条第1 項の規定による変更の認定があったときは、その 変更後のもの。以下同じ。) に係る特定建築物(同 法第2条第16号に規定する特定建築物をいう。以 下同じ。) の建築物特定施設(同法第2条第18号 に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。) の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2 号に規定する移動等円滑化をいう。以下同じ。) の措置をとることにより通常の建築物の建築物特 定施設の床面積を超えることとなる場合における 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す る法律施行令(平成18年政令第379号)第24条に定 める床面積

略

略

| 2 <u>山</u> | 口台地区整 | 備計画区域 |
|------------|----------|--------------------------------|
| 略 | | |
| 併用 | 建築物の | 共同住宅、寄宿舎又は下宿は、建築してはならな |
| 住宅 | 用途の制 | <i>٧</i> ٠°. |
| 地区 | 限 | |
| の区 | 建築物の | 第一種低層住居専用地域内においては、建築物の |
| 域 | 容積率の | 容積率は、10分の7以下でなければならない。この |
| | 最高限度 | 場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる |
| | | 延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。 |
| | | (1) 建築物の地階でその天井が法第52条第4項に |
| | | 規定する地盤面(長屋又は老人ホーム、福祉ホー |
| | | ムその他これらに類するもの(以下この号におい |
| | | て「老人ホーム等」という。)の用途に供する建 |
| | | 築物にあっては、建築基準条例第6条の2第2項 |
| | | に規定する地盤面)からの高さ1メートル以下に |
| | | あるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する |
| | | 部分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部 |
| | | 分又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の |
| | | 用に供する部分を除く。以下この号において同 |
| | | じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅 |
| | | 及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の |
| | | 合計の3分の1を超える場合においては、当該建 |
| | | 築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分 |
| | | の床面積の合計の3分の1) |
| | | (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に |
| | | 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け |
| | | た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 |
| | | 積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより |
| | | 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える |
| | | こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 |
| | | 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定 |
| | | める床面積 |
| | 略 | |
| 略 | • | |
| 集合 | 建築物の | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
| 住宅 | 用途の制 | (1) 住宅(長屋を除く。) |
| 地区 | 限 | (2) 住宅(長屋を除く。) で事務所、店舗その他 |
| ВΦ | | これらに類する用途を兼ねるもの |
| 区域 | | (3) ホテル又は旅館 |
| | <u> </u> | A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR |

分(今第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分 を除く。以下この号において同じ。)の床面積(当 該床面積が当該建築物の老人ホーム等の用途に供 する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合 においては、当該建築物の老人ホーム等の用途に 供する部分の床面積の合計の3分の1)

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項 の規定により認定を受けた計画(同法第18条第1 項の規定による変更の認定があったときは、その 変更後のもの。以下同じ。) に係る特定建築物 (同 法第2条第16号に規定する特定建築物をいう。以 下同じ。) の建築物特定施設(同法第2条第18号 に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。) の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2 号に規定する移動等円滑化をいう。以下同じ。) の措置をとることにより通常の建築物の建築物特 定施設の床面積を超えることとなる場合における 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す る法律施行令 (平成18年政令第379号) 第24条に定 める床面積

略

略

| | 口台地区整 | |
|----|-------|-------------------------------|
| 略 | | |
| 併用 | 建築物の | 共同住宅、寄宿舎又は下宿は、建築してはならな |
| 住宅 | 用途の制 | l _V v _o |
| 地区 | 限 | |
| の区 | 建築物の | 第一種低層住居専用地域内においては、建築物の |
| 域 | 容積率の | 容積率は、10分の7以下でなければならない。この |
| | 最高限度 | 場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる |
| | | |
| | | (1) 建築物の地階でその天井が法第52条第4項に |
| | | 規定する地盤面(長屋又は老人ホーム、福祉ホー |
| | | ムその他これらに類するもの(以下この号におい |
| | | て「老人ホーム等」という。) の用途に供する建 |
| | | 築物にあっては、建築基準条例第6条の2第2項 |
| | | に規定する地盤面)からの高さ1メートル以下に |
| | | あるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する |
| | | 部分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部 |
| | | 分を除く。以下この号において同じ。)の床面積 |
| | | (当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム |
| | | 等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1 |
| | | を超える場合においては、当該建築物の住宅及び |
| | | 老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計 |
| | | の3分の1) |
| | | (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に |
| | | 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け |
| | | た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 |
| | | 積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより |
| | | 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える |
| | | こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 |
| | | 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定 |
| | | める床面積 |
| | | |
| | 略 | |
| 略 | T | |
| | 建築物の | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
| 住宅 | 用途の制 | (1) 住宅(長屋を除く。) |
| 地区 | 限 | (2) 住宅(長屋を除く。)で事務所、店舗その他 |

これらに類する用途を兼ねるもの

(3) ホテル又は旅館

 $B \mathcal{O}$

区域

改正後 改正前 (4) ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するも (4) ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するも \mathcal{O} (5) 第二種中高層住居専用地域内に建築すること (5) 第二種中高層住居専用地域内に建築すること ができる工場以外の工場 ができる工場以外の工場 建築物の 第一種低層住居専用地域内においては、建築物の 建築物の 第一種低層住居専用地域内においては、建築物の |容積率の ||容積率は、10分の7以下でなければならない。この |容積率の ||容積率は、10分の7以下でなければならない。この |最高限度||場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる |最高限度||場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる 延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。 延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。 (1) 建築物の地階でその天井が法第52条第4項に (1) 建築物の地階でその天井が法第52条第4項に 規定する地盤面(共同住宅、長屋又は老人ホーム 規定する地盤面(共同住宅、長屋又は老人ホーム 福祉ホームその他これらに類するもの(以下この 福祉ホームその他これらに類するもの(以下この 号において「老人ホーム等」という。) の用途に 号において「老人ホーム等」という。) の用途に 供する建築物にあっては、建築基準条例第6条の 供する建築物にあっては、建築基準条例第6条の 2第2項に規定する地盤面)からの高さ1メート 2第2項に規定する地盤面)からの高さ1メート ル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途 ル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途 に供する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇 に供する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇 降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の 降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階 共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除 段の用に供する部分を除く。以下この号において く。以下この号において同じ。) の床面積(当該 同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住 床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用 宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積 途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超え の合計の3分の1を超える場合においては、当該 建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部 る場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホ ーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分 分の床面積の合計の3分の1) (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより 積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定 こととなる場合における高齢者、障害者等の移動

3

略

める床面積

| ~ 6 | 略 | |
|----------|-------|--------------------------|
| 黒 | 川地区整備 | 計画区域 |
| 略 | | |
| 低層 | 建築物の | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはな |
| 住宅 | 用途の制 | らない。 |
| 地区 | 限 | (1) 住宅 |
| Сの | | (2) 共同住宅 |
| 区域 | | (3) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に |
| | | 供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する |
| | | 用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の |
| | | 床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除 |
| | | ⟨ 。) |
| | | (4) 幼稚園 |
| | | (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これ |
| | | らに類するもの |
| | | (6) 診療所 |
| | | (7) 公民館、集会所その他これらに類するもの |
| | | (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類す |
| | | る公益上必要な建築物 |
| | | (9) 前各号の建築物に附属するもの |
| | 建築物の | 建築物の容積率は、10分の10以下でなければなら |
| | 容積率の | ない。この場合において、建築物の容積率の算定の |
| | 最高限度 | 基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算 |
| | | 入しない。 |
| | | (1) 建築物(その敷地の過半が当該区域内にある |
| | | 共同住宅を除く。)の地階でその天井が法第52条 |
| | | 第4項に規定する地盤面(共同住宅、長屋又は老 |
| | | 人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの |

(以下この号において「老人ホーム等」という。) の用途に供する建築物にあっては、建築基準条例 第6条の2第2項に規定する地盤面)からの高さ

等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定

$3\sim6$

略

める床面積

| 3 ~ 0 | | |
|-------|-------|---------------------------|
| 7 黒 | 川地区整備 | 計画区域 |
| 略 | | |
| 低層 | 建築物の | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはな |
| 住宅 | 用途の制 | らない。 |
| 地区 | 限 | (1) 住宅 |
| Cの | | (2) 共同住宅 |
| 区域 | | (3) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に |
| | | 供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する |
| | | 用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の |
| | | 床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除 |
| | | ⟨ 。) |
| | | (4) 幼稚園 |
| | | (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これ |
| | | らに類するもの |
| | | (6) 診療所 |
| | | (7) 公民館、集会所その他これらに類するもの |
| | | (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類す |
| | | る公益上必要な建築物 |
| | | (9) 前各号の建築物に附属するもの |
| | 建築物の | 建築物の容積率は、10分の10以下でなければなら |
| | 容積率の | ない。この場合において、建築物の容積率の算定の |
| | 最高限度 | 基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算 |
| | | 入しない。 |
| | | (1) 建築物 (その敷地の過半が当該区域内にある |
| | | 共同住宅を除く。)の地階でその天井が法第52条 |
| | | 第4項に規定する地盤面(共同住宅、長屋又は老 |
| | | 人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの |
| | | (以下この号において「老人ホーム等」という。) |
| | | の用途に供する建築物にあっては、建築基準条例 |
| | | 第6条の2第2項に規定する地盤面)からの高さ |

改正後 1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム 1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム 等の用途に供する部分(令第135条の16に定める昇 等の用途に供する部分(令第135条の16に定める昇 降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホ 降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若 - ム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部 しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号 分を除く。以下この号において同じ。) の床面積 において同じ。) の床面積(当該床面積が当該建 (当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム 築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分 等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1 の床面積の合計の3分の1を超える場合において を超える場合においては、当該建築物の住宅及び は、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に 老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計 供する部分の床面積の合計の3分の1) の3分の1) (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える **積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより** 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定 こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定 める床面積 める床面積 略 略 中層 建築物の 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはな 中層 建築物の 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはな 用途の制 住宅 用途の制 住宅 らない。 らない。 地区 (1) 住宅 地区 (1) 住宅 (2) 共同住宅 ΑΦ (2) 共同住宅 Aの 区域 区域 (3) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に (3) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に 供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する 供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する 用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の 用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の 床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除 床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除 () () |(4) 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育 (4) 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育 学校(前期課程に限る。) 学校(前期課程に限る。) (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これ (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これ らに類するもの らに類するもの (6) 診療所 (6) 診療所 (7) 公民館、集会所その他これらに類するもの (7) 公民館、集会所その他これらに類するもの (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類す (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類す る公益上必要な建築物 る公益上必要な建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの (9) 前各号の建築物に附属するもの 建築物の 建築物の容積率は、10分の10以下でなければなら 建築物の 建築物の容積率は、10分の10以下でなければなら 容積率の ない。この場合において、建築物の容積率の算定の 容積率の ない。この場合において、建築物の容積率の算定の 最高限度 基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算 最高限度 基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算 入しない。 入しない。 (1) 建築物の地階でその天井が法第52条第4項に (1) 建築物の地階でその天井が法第52条第4項に 規定する地盤面(共同住宅、長屋又は老人ホーム 規定する地盤面(共同住宅、長屋又は老人ホーム 福祉ホームその他これらに類するもの(以下この 福祉ホームその他これらに類するもの(以下この 号において「老人ホーム等」という。) の用途に 号において「老人ホーム等」という。)の用途に 供する建築物にあっては、建築基準条例第6条の 供する建築物にあっては、建築基準条例第6条の 2第2項に規定する地盤面)からの高さ1メート 2第2項に規定する地盤面)からの高さ1メート ル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途 ル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途 に供する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇 に供する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇 降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の 降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階 共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除 段の用に供する部分を除く。以下この号において 同じ。) の床面積(当該床面積が当該建築物の住 く。以下この号において同じ。) の床面積(当該 床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用 宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積 途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超え の合計の3分の1を超える場合においては、当該 る場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホ 建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部 ーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分 分の床面積の合計の3分の1) (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に **の1**) (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える **積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより** 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定 める床面積

改正後 める床面積 略 略

8~16 略

17 白鳥4丁目地区整備計画区域

略

複合 建築物の 住宅 用途の制

次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはな らない。

- 地区 の区 域
- (1) 住宅(長屋を除く。)で延べ面積の2分の1 以上を居住の用に供し、かつ、美術品又は工芸品 を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使 用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キ ロワット以下のものに限る。) を兼ねるもの(こ れらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方 メートルを超えるものを除く。)
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これ らに類するもの
- (4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(2) 階以上の部分をその用途に供するものを除く。)
- (5) 公民館、集会所その他これらに類するもの
- (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類す る公益上必要な建築物
- (7) 前各号の建築物に附属するもの

建築物の

建築物の容積率は、10分の15以下でなければなら 容積率の ない。この場合において、建築物の容積率の算定の | 最高限度 ||基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算 入しない。

- (1) 建築物の地階でその天井が法第52条第4項に 規定する地盤面(共同住宅又は老人ホーム、福祉 ホームその他これらに類するもの(以下この号に おいて「老人ホーム等」という。) の用途に供す る建築物にあっては、建築基準条例第6条の2第 2項に規定する地盤面)からの高さ1メートル以 下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供 する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路 の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用 の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以 下この号において同じ。) の床面積(当該床面積 が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供 する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合 においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等 の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1)
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定 める床面積

略

18 略

19 川崎駅西口堀川町地区整備計画区域

A地 建築物の 次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- 区の 用途の制
 - (1) 住宅
- 区域 限
- (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車券売場その他これらに類する もの (ゲームセンターを除く。)
- (4) 自動車教習所
- (5) 倉庫業を営む倉庫
- (6) 工場(自家販売のために食品製造業(食品加 工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓

改正前 略 略

10~16 略

17 白鳥4丁目地区整備計画区域

複合 建築物の 住宅 用途の制

次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはな らない。

- 地区 の区 域
- (1) 住宅(長屋を除く。)で延べ面積の2分の1 以上を居住の用に供し、かつ、美術品又は工芸品 を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使 用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キ ロワット以下のものに限る。) を兼ねるもの(こ れらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方 メートルを超えるものを除く。)
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これ らに類するもの
- (4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(2) 階以上の部分をその用途に供するものを除く。)
- (5) 公民館、集会所その他これらに類するもの
- (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類す る公益上必要な建築物
- (7) 前各号の建築物に附属するもの

建築物の 最高限度

建築物の容積率は、10分の15以下でなければなら 容積率の ない。この場合において、建築物の容積率の算定の 基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算 入しない。

- (1) 建築物の地階でその天井が法第52条第4項に 規定する地盤面(共同住宅又は老人ホーム、福祉 ホームその他これらに類するもの(以下この号に おいて「老人ホーム等」という。) の用途に供す る建築物にあっては、建築基準条例第6条の2第 2項に規定する地盤面)からの高さ1メートル以 下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供 する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路 の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の 用に供する部分を除く。以下この号において同 じ。) の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅 及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の 合計の3分の1を超える場合においては、当該建 築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分 の床面積の合計の3分の1)
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定 める床面積

略

18 略

川崎駅西口堀川町地区整備計画区域

A地 建築物の 区の 用途の制 次に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) 住宅

- 区域 限
- (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車券売場その他これらに類する もの (ゲームセンターを除く。)
- (4) 自動車教習所
- (5) 倉庫業を営む倉庫
- (6) 工場(自家販売のために食品製造業(食品加 工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓

改正後 子屋その他これらに類するもの及び作業場の床面 積の合計が300平方メートルを超えない自動車修 理工場を除く。) (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの |(8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに 類するもの 建築物の 建築物の容積率は、10分の40以下でなければなら |容積率の ||ない。この場合において、建築物の容積率の算定の |最高限度 ||基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算 (1) 建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条 第4項に規定する地盤面をいう。) からの高さ1 メートル以下にあるものの老人ホーム、福祉ホー ムその他これらに類するもの(以下この号におい て「老人ホーム等」という。) の用途に供する部 分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分 又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用 に供する部分を除く。以下この号において同じ。) の床面積(当該床面積が当該建築物の老人ホーム 等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1 を超える場合においては、当該建築物の老人ホー

> (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定

ム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の

(3) 同一敷地内の建築物の中水道施設、地域冷暖 房施設、防災用備蓄倉庫、消防用水利施設、都市 高速鉄道の用に供する変電所又はコージェネレー ション施設の部分の床面積の合計の建築物の延べ 面積に対する割合が著しく大きい場合における当 該部分の床面積

略 略

20・21 略

22 久地地区整備計画区域

C地 建築物の 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはな 区の 用途の制 らない。 区域 限 (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これ らに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これ らに類するもの (3) 事務所 (4) 集会所その他これに類するもの (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類す る公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの

建築物の

建築物の容積率は、10分の15以下でなければなら 容積率の ない。この場合において、建築物の容積率の算定の 最高限度 基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算 入しない。

> (1) 建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条 第4項に規定する地盤面をいう。)からの高さ1 メートル以下にあるものの老人ホーム、福祉ホー ムその他これらに類するもの(以下この号におい て「老人ホーム等」という。) の用途に供する部 分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分

子屋その他これらに類するもの及び作業場の床面 **積の合計が300平方メートルを超えない自動車修** 理工場を除く。)

- (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの
- (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに 類するもの

建築物の

建築物の容積率は、10分の40以下でなければなら 容積率の ない。この場合において、建築物の容積率の算定の 最高限度 基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算

- (1) 建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条 第4項に規定する地盤面をいう。) からの高さ1 メートル以下にあるものの老人ホーム、福祉ホー ムその他これらに類するもの(以下この号におい て「老人ホーム等」という。) の用途に供する部 分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分 を除く。以下この号において同じ。) の床面積(当 該床面積が当該建築物の老人ホーム等の用途に供 する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合 においては、当該建築物の老人ホーム等の用途に 供する部分の床面積の合計の3分の1)
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律第17条第3項の規定により認定を受け た計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面 積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより 通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える こととなる場合における高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定 める床面積
- (3) 同一敷地内の建築物の中水道施設、地域冷暖 房施設、防災用備蓄倉庫、消防用水利施設、都市 高速鉄道の用に供する変電所又はコージェネレ ション施設の部分の床面積の合計の建築物の延へ 面積に対する割合が著しく大きい場合における当 該部分の床面積

略

略 20・21 略

22 久地地区整備計画区域 C地 建築物の 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはな 区の 用途の制 らない。 区域 限 (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これ らに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これ らに類するもの (3) 事務所 (4) 集会所その他これに類するもの (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類す る公益上必要な建築物

(6) 前各号の建築物に附属するもの

建築物の 容積率の 最高限度

建築物の容積率は、10分の15以下でなければなら ない。この場合において、建築物の容積率の算定の 基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算 入しない。

(1) 建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条 第4項に規定する地盤面をいう。)からの高さ1 メートル以下にあるものの老人ホーム、福祉ホー ムその他これらに類するもの(以下この号におい て「老人ホーム等」という。) の用途に供する部 分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分

| | 改正後 | | | 改正前 |
|-----------|--|----|-------|---|
| 略 建築物の | 区上後 又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1) (2) 同一敷地内の建築物の中水道施設、地域冷暖房施設、防災用備蓄倉庫、消防用水利施設、都市高速鉄道の用に供する変電所又はコージェネレーション施設の部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合における当該部分の床面積 | D地 | 略建築物の | を除く。以下この号において同じ。)の床面積 該床面積が当該建築物の老人ホーム等の用途は する部分の床面積の合計の3分の1を超える場 においては、当該建築物の老人ホーム等の用途 供する部分の床面積の合計の3分の1) (2) 同一敷地内の建築物の中水道施設、地域を 房施設、防災用備蓄倉庫、消防用水利施設、者 高速鉄道の用に供する変電所又はコージェネト ション施設の部分の床面積の合計の建築物の 面積に対する割合が著しく大きい場合における 該部分の床面積 |
| 医の 用途の制 限 | | | 用途の制限 | らない。 (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他に らに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設その他に らに類するもの (3) 事務所 (4) 集会所その他これに類するもの (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに数 る公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの |
| | 建築物の容積率は、10分の15以下でなければならない。この場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。 (1) 建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条第4項に規定する地盤面をいう。)からの高さ1メートル以下にあるものの老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この号において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1) (2) 同一敷地内の建築物の中水道施設、地域冷暖房施設、防災用備蓄倉庫、消防用水利施設、都市高速鉄道の用に供する変電所又はコージェネレーション施設の部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合における当 | | | ない。この場合において、建築物の容積率の算別 |
| | 該部分の床面積 | | | |

| 33 7 | E) [15] / III. | 超图 机闪 迈 地 巴 走 佣 时 画 巴 敬 |
|------------|----------------|--------------------------|
| 登戸 | 建築物の | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
| 駅前 | カ 用途の制 | (1) 住宅(1階又は2階に店舗、事務所その他こ |
| 地区 | 限 | れらに類する用途に供する部分を有するものを除 |
| $A \sigma$ |) | 〈。) |
| 区域 | Ž | (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(1階又は2階に |
| | | 店舗、事務所その他これらに類する用途に供する |
| | | 部分を有するものを除く。) |
| | | (3) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類 |
| | | するもの |
| 登戸 | 建築物の | 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する |
| 駅前 | 方 用途の制 | ものは、建築してはならない。 |
| 地区 | 限 | |
| ВО |) | |

| 登戸 | 建築物の | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
|----------------|------|--------------------------|
| 駅前 | 用途の制 | (1) 住宅(1階又は2階に店舗、事務所その他こ |
| 地区 | 限 | れらに類する用途に供する部分を有するものを除 |
| $A\mathcal{O}$ | | ⟨。) |
| 区域 | | (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(1階又は2階に |
| | | 店舗、事務所その他これらに類する用途に供する |
| | | 部分を有するものを除く。) |
| | | (3) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類 |
| | | するもの |
| 登戸 | 建築物の | 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する |
| 駅前 | 用途の制 | ものは、建築してはならない。 |
| 地区 | 限 | |
| Вの | | |

| | 改正後 | | | 改正前 |
|--|---|-----|---|---|
| 区域 | | 区域 | | |
| 登戸 駅前 地区 C- 1の 区域 | | (新記 | <u> </u> | |
| 登戸 建築物の 駅前 用途の制 地区 限 C - 2 の | | (新記 | <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u> | |
| 区域 | (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。)でその敷地が都市計画道路3・5・8号登戸野川線に接するもの (3) マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。) (4) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (5) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの | | | |
| 向ヶ 建築物の 丘遊 用途の制 園駅 限 前地 区の 区域 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの | | 建築物の 用途の制 限 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの |
| 界隈 建築物の (わ 用途の制 い)商 業地 区の 区域 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの | | 建築物の 用途の制 限 | |
| 界隈 建築物の (わ 用途の制 い) 共限 存地 区の 区域 | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、 建築してはならない。 | | | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、 建築してはならない。 |
| 登戸 建築物の駅・向 ヶ丘 限 遊園 駅連 携地 区域 4~36 略 | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、 建築してはならない。 | | 限 | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、 建築してはならない。 |

37 寺尾台1丁目地区整備計画区域

| 建築物の用 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
|-------|----------------------------|
| 途の制限 | (1) 寄宿舎又は下宿 |
| | (2) 公衆浴場 |
| 建築物の容 | 建築物の容積率は、10分の8以下でなければならない。 |
| 積率の最高 | この場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる |

37 寺尾台1丁目地区整備計画区域

| 建築物の用 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
|-----------------------|----------------------------|
| 1 - 2 2 1 1 1 | |
| 途の制限 | (1) 寄宿舎又は下宿 |
| | (2) 公衆浴場 |
| 建築物の容 | 建築物の容積率は、10分の8以下でなければならない。 |
| 積率の最高 | この場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる |

改正後 限度 限度 延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。 延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。 |(1) 建築物 (3以上の住戸を有する共同住宅又は長屋 (1) 建築物(3以上の住戸を有する共同住宅、長屋又 を除く。以下この号において同じ。) の地階でその天 は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 井が法第52条第4項に規定する地盤面(共同住宅、長 (以下この号において「老人ホーム等」という。)を 屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類する 除く。以下この号において同じ。) の地階でその天井 もの(以下この号において「老人ホーム等」という。) が法第52条第4項に規定する地盤面(共同住宅、長屋 の用途に供する建築物にあっては、建築基準条例第6 又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するも の(以下この号において「老人ホーム等」という。) 条の2第2項に規定する地盤面)からの高さ1メート ル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供 の用途に供する建築物にあっては、建築基準条例第6 する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部 条の2第2項に規定する地盤面)からの高さ1メート 分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若 ル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供 しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号にお する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部 いて同じ。) の床面積(当該床面積が当該建築物の住 分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供す 宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合 る部分を除く。以下この号において同じ。) の床面積 計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の (当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の 住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の 用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える 合計の3分の1) 場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等 (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1) る法律第17条第3項の規定により認定を受けた計画に (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す 係る特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移 る法律第17条第3項の規定により認定を受けた計画に 動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建 係る特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移 築物特定施設の床面積を超えることとなる場合におけ 動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建

略

る高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律施行令第24条に定める床面積

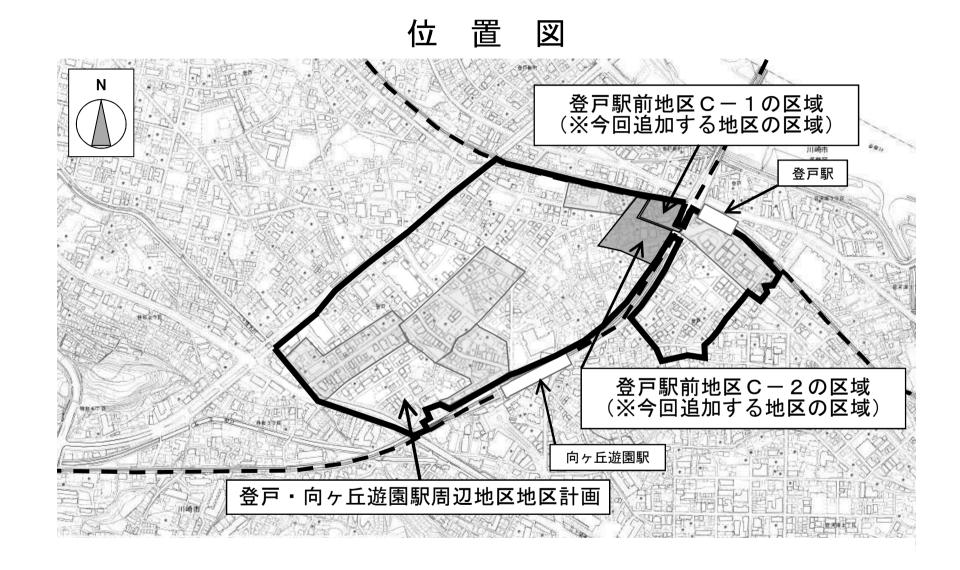
38~52 略

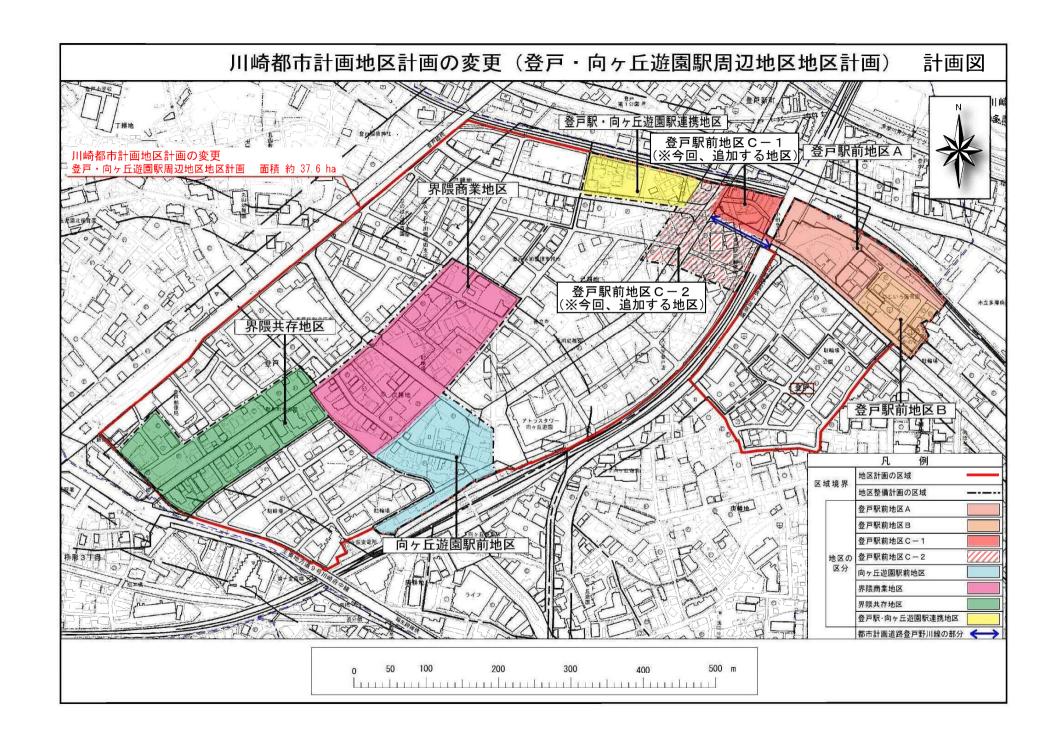
略 38~52 築物特定施設の床面積を超えることとなる場合におけ

る高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律施行令第24条に定める床面積

参考資料





都市計画登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画を次のように変更する。

| | 名 称 | 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画 | | | |
|----------------|------------|--|--|--|--|
| 1 | 位 置 | 川崎市多摩区登戸 | | | |
| <u> </u> | | 約 3 7. 6 ha | | | |
| | 区計画の目標 | 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、総合計画において、地域生活拠点に位置付けられ、地域資源である多摩川や生田緑地などを活かし、魅力と活力にあふれた川崎市北部の拠点地区の形成を目指して、土地区画整理事業などが推進されている。こうした中、当該地区の街並みづくりの方針である「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区個性ある街づくり方針」が地域住民の発意と創意に基づき川崎市に対して提言されており、この提言をもとにして土地利用計画図(地区別方針図)が策定されている。 土地区画整理事業と住民による取り組みを推進し、多摩区総合庁舎並びに登戸駅及び向ヶ丘遊園駅の二つの駅が立地する優位性を活かした地域生活拠点及び多摩区の中心にふさわしい「人や自然とふれあう街登戸」を目指し、地区計画を定める。これを実現するための基本目標を次のとおりとする。 1 水と緑を生かした潤いが感じられる街なみづくり 2 津久井道などの歴史・文化が感じられる街なみづくり 3 生まれ変わるまちにふさわしい街なみづくり | | | |
| 区域の整備、開発及び保全に関 | 土地利用の方針 | 本地区は、地域生活拠点及び多摩区の中心として、商業、業務、住宅等の機能を有する複合的で、健全な市街地環境の計画的な形成を図るため、地区の特性に応じて、適切かつ良好な土地利用を図る。 登戸駅前地区及び向ヶ丘遊園駅前地区は、多様な都市機能が集積する地区の中心商業地として、たくさんの人が集い、交流する、賑わいの感じられる空間形成を図り、多摩区の玄関口にふさわしい賑わいと広がりが感じられる街並みを形成する。 登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区は、隣接する2つの駅前の中心商業地の賑わいを適切に受け止め、双方の結びつきを強める連携地区として位置付け、登戸駅・向ヶ丘遊園駅周辺にある中心商業地の機能を補完すべく多様な機能(業務、学術・研究、医療・福祉、居住等)を誘導するとともに、歩行者に安全な空間形成を図る。 界隈商業地区は、多摩区の文化・業務の中心核にふさわしい、文化が感じられ緑あふれる空間形成を図る。 界隈共存地区は、住商共存地区として位置付け、都市型住宅と生活に必要な商業・サービス施設等が適切に立地した空間形成を図る。 住宅地地区は、住宅を中心とした緑豊かな落ちついた空間形成を図る。 歴史の道沿道は、シンボル的な都市軸となる道路及び沿道空間が一体となった広がりと風格のある空間形成を図る。 | | | |
| する方針 | 地区施設の整備の方針 | 本地区では、土地区画整理事業により、質の高い都市計画道路、駅前広場等公共施設を整備する。また、周辺地区住民及び地区内居住者の利便に供する公園、区画道路等の地区施設を整備する。これらの地区施設の整備にあたっては、地区の特性を活かし、質の高い、個性ある街並みづくりを行うとともに、その機能が損なわれないように維持、保全を図る。 | | | |
| | 建築物等の整備の方針 | 個性ある街なみを計画的に形成し、その維持及び保全を図るため、地区の特性に応じて建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限その他について必要な基準を設ける。 | | | |

| | 1 | | I | I | | | |
|--------|------------|------------------------------|-----------|---|--|---|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 地区の区分 | 地区の名称 | 登戸駅前地区A | 登戸駅前地区B | 登戸駅前地区C-1 | 登戸駅前地区C-2 |
| | | 区分 | 地区の面積 | 約 1. 5 ha | 約 0.7 ha | <u>約 0. 4 ha</u> | 約 1. 3 ha |
| | | | 禁物等の対途の制限 | 次はない。 1 宅ででは、 1 では、 1 では、 1 では、 1 では、 1 では、 2 では、 2 では、 2 では、 3 では、 4 では、 4 では、 5 で | 次に掲げる建築 物は建築してはならない。 1 個室付浴場業 に係る公衆浴 その他これに類 するもの | 次に掲げる建築物は 建築してはならない。 1 住宅、共同住宅、寄 宿舎又は下宿の用途 に供するもの(1階に 店舗、事務所その他こ れらに類する部分を 有するものを除く。) 2 マージャン屋、射的 場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場その 他これらに類するも の(ぱちんこ屋、ゲー ムセンターを除く) 3 キャバレー、料理店 その他これらに類す るもの 4 個室付浴場業に係 る公衆浴場その他こ れに類するもの | 次に掲げる建築物は 建築してはならない。 1 計画図表示の都市 計画道路登戸野につ同住 では、住宅、大田では、管舎では、管舎では、管舎では、管舎では、管舎では、自体では、までは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で |
| | | 建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限 | | | | 建築物等の外観に使用する基調となる色彩は、マンセル表色系(日本工業規格に定める色の表示方法)で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、建築物等の外観の各面の面積のうち5分の1未満の面積で使用する色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない。 (1) 彩度2以下 (2) 色相0 Rから9.9 Rの範囲であり、彩度4以下 (3) 色相0 YRから9.9 YRの範囲であり、彩度6以下 (4) 色相0 Yから4.9 Yの範囲であり、彩度6以下 (5) 色相5 Yから9.9 Yの範囲であり、彩度4以下 | |

| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 地区の | 地区の名称 | 向ヶ丘遊園駅前地区 | 界隈商業地区 | 界隈共存地区 | 登戸駅・向ヶ丘遊園 駅連携地区 |
|--------|------------|------------|---------------------------|---|-----------|--|--------------------|
| | | 区分 | 地区の面積 | 約 1. 6 ha | 約 3. 5 ha | 約 2. 5 ha | 約 0. 7 ha |
| | | 建築物等の用途の制限 | | 次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(マージャン屋、ぱちんこ屋を除く) 2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの | | 次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マージャン屋、はちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの | |
| | | 又们 | 楽物等の形態 は色彩その他 意匠の制限 | 類するもの 建築物等の外観に使用する基調となる色彩は、マンセル表色系(日本工業規格に定める色の表示方法)で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、建築物等の外観の各面の面積のうち5分の1未満の面積で使用する色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない。 (1) 彩度2以下 (2) 色相0 Rから9.9 Rの範囲であり、彩度4以下 (3) 色相0 Y Rから9.9 Y Rの範囲であり、彩度6以下 (4) 色相0 Y から4.9 Y の範囲であり、彩度6以下 (5) 色相5 Y から9.9 Y の範囲であり、彩度4以下 | | | |

「区域、地区整備計画の区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由書

川崎都市計画地区計画の変更(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画)

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、本市の総合計画において、地域生活拠点に位置付けられ、土地区画整理事業などにより、安全で快適な市街地の整備を推進し、地域資源である多摩川や生田緑地などを活かし、魅力的な地域生活拠点の形成をめざすこととしております。

「都市計画マスタープラン多摩区構想」では、地区の特性にあわせ、それぞれのゾーンにふさわしい土地利用を誘導し、住民の発意による自然や歴史等の地域資源を活用した街並み景観のルールづくりや、まちの個性を育む住民や商店街、NPOによる主体的なまちづくり活動を支援することとしております。

そのような中、地域住民の発意と創意により、平成18年3月には、当該地区の街並みづくりの方針である「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区個性ある街づくり方針」が策定され、さらに、平成20年3月には、「街並み景観形成に向けたルール(案)」として、本市に対し提言をいただきました。これをふまえ、本市では、地区ごとの特色をふまえたまちづくりの方針等を示す「土地利用計画図(地区別方針図)」を策定しております。

本案は、土地区画整理事業の進捗を踏まえ、地域生活拠点及び多摩区の中心にふさわしい計画的な市街地形成と住民との協働による個性あるまちづくりを推進することを目的に、「土地利用計画図(地区別方針図)」に基づき、本地区内の一部に具体的な建築の制限である地区整備計画を定める等の変更をしようとするものです。

告示番号・告示日

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の決定 (登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画)

2 告示番号

川崎市告示第 453 号

3 告示年月日

平成 30 年 8 月 9 日

建築基準法の一部改正 新旧対照表(抜粋) (平成30年6月27日法律第67号、平成30年9月25日施行)

(容積率)

第五十二条 略

2 略

3 第一項(ただし書を除く。)、前項、第七項、第十二項及び第十 四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五 十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一 項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六 十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。第六項において同 じ。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。第六項において同 じ。)、第六十八条の五の三第一項(第一号口を除く。第六項にお いて同じ。)、第六十八条の五の四(ただし書及び第一号口を除 く。)、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第 六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の 二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六 第一項に規定する建築物の容積率(第五十九条第一項、第六十条の 二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、建 築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第六項において同 じ。) の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井 が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅又は老人ホー ム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項及び第六項 において「老人ホーム等」という。) の用途に供する部分(第六項 の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホ 一ム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下こ の項において同じ。) の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅及 び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超 える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に 供する部分の床面積の合計の三分の一) は、算入しないものとす る。

新

4・5 略

6 第一項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二 第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三 項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項 及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条 の五、第六十八条の五の二、第六十八条の五の三第一項、第六十八 条の五の四(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一項第一 号ロ、第六十八条の人、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項 及び第四項、第八十六条の一第二項及び第三項、第八十六条の五第 三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定 の基礎となる延べ面積には、政令で定める昇降機の昇降路の部分又 は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に 供する部分の床面積は、算入しないものとする。

7~15 略

(容積率)

第五十二条 略

2 略

3 第一項(ただし書を除く。)、前項、第七項、第十二項及び第十 四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五 十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一 項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六 十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。第六項において同 じ。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。第六項において同 じ。)、第六十八条の五の三第一項(第一号口を除く。第六項にお いて同じ。)、第六十八条の五の四(ただし書及び第一号口を除 く。)、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第 六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の 二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六 第一項に規定する建築物の容積率(第五十九条第一項、第六十条の 二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、建 築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第六項において同 じ。) の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井 が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅又は老人ホー ム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において 「老人ホーム等」という。) の用途に供する部分(第六項の政令で 定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階 段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。) の床面積 (当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する 部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築 物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三 分の一)は、算入しないものとする。

4 · 5 略

6 第一項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二 第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三 項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項 及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条 の五、第六十八条の五の二、第六十八条の五の三第一項、第六十八 条の五の四(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一項第一 号ロ、第六十八条の人、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項 及び第四項、第八十六条の一第二項及び第三項、第八十六条の五第 三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定 の基礎となる延べ面積には、政令で定める昇降機の昇降路の部分又 は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積 は、算入しないものとする。

7~15 略

建築基準法施行令の一部改正 新旧対照表(抜粋) (平成30年9月12日政令第25号、平成30年9月25日施行)

新

(面積、高さ等の算定方法)

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞ れ当該各号に定めるところによる。

一~三 略

四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第 五十二条第一項に規定する延べ面積(建築物の容積率の最低限度 に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除 く。)には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

イ~ホ 略

へ 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由 により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のた めの荷受箱をいう。)を設ける部分(第三項第六号及び第百三 十七条の八において「宅配ボックス設置部分」という。)

五~八 略

2 略

3 第一項第四号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分 の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷 地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各 階の床面積の合計の和)に当該各号に定める割合を乗じて得た面積 を限度として適用するものとする。

一~五 略

六 宅配ボックス設置部分 百分の一

4 略

(面積、高さ等の算定方法)

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞ れ当該各号に定めるところによる。

一~三 略

四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第 五十二条第一項に規定する延べ面積 (建築物の容積率の最低限度 に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除 く。)には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

イ~ホ 略

(新設)

五~八 略

2 略

3 第一項第四号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

一~五 略

(新設)

4 略